

新旧対照表

新	旧
<p>台湾向けに輸出される食品等に関する証明書発行手続要領</p> <p>平成27年6月17日 埼玉県農林部長決裁 <u>令和2年11月17日 一部改正</u></p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(証明書の申請手続き)</p> <p>第4条 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から<u>(5)</u>に掲げる<u>書類又は書類の電子データ</u>を埼玉県農林部長あて提出する。</p> <p>(1) <u>台湾向け輸出食品の輸出に関する証明申請書</u> (別記様式1)</p> <p><u>(2) Declaration for the import into Taiwan (name of country or region) Food Products from Japan (台湾への原産地証明書) (別記様式2)</u></p> <p>(3) インボイス等輸出手続き関係書類の写し</p> <p>(4) 原産地(加工品は加工施設の所在地)等証明事項が確認できる書類(別記様式3等)</p> <p>(5) その他台湾への輸出証明書の記載事項を確認できる書類</p> <p>2 申請の受付及び証明書の発行は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課(以下、農業ビジネス支援課という。)で行う。</p> <p>3 農業ビジネス支援課は、<u>提出された書類</u>を確認の上、<u>適当と認められる場合は</u>、別記様式2に署名押印することにより、証明書として発行する。</p> <p>4 申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合返信に要する経費は申請者が負担することとする。</p>	<p>台湾向けに輸出される食品等に関する証明書発行手続要領</p> <p>平成27年6月17日 埼玉県農林部長決裁</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(証明書の申請手続き)</p> <p>第4条 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から<u>(6)</u>に掲げる<u>書類</u>を埼玉県農林部長あて提出する。<u>なお、代理人が証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した委任状(別記様式4)を提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>証明書発行申請書</u> (別記様式1)</p> <p>(2) <u>台湾への輸出証明書</u> (別記様式2)</p> <p>(3) インボイス等輸出手続き関係書類の写し</p> <p>(4) 原産地(加工品は加工施設の所在地)等証明事項が確認できる書類(別記様式3等)</p> <p>(5) その他台湾への輸出証明書の記載事項を確認できる書類</p> <p>2 申請の受付及び証明書の発行は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課(以下、農業ビジネス支援課という。)で行う。</p> <p>3 農業ビジネス支援課は、<u>1の(3)又は(4)、及び(5)と輸出申請書記載事項が合致すること</u>を確認の上、別記様式2に署名押印することにより、証明書として発行する。</p> <p>4 申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合返信に要する経費は申請者が負担することとする。</p>

5 輸出申請書記載事項を確認するため、必要に応じて現地確認を行う。

第5条 (略)

附則 この要領は、平成27年6月17日から施行する。
この要領は、令和2年11月17日から施行する。

5 輸出申請書記載事項を確認するため、必要に応じて現地確認を行う。

第5条 (略)

附則 この要領は、平成27年6月17日から施行する。

(別記様式1)

台湾向け輸出食品の輸出に関する証明申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

(申請者)
事業者名
所在地
代表者名
電話番号

台湾向け輸出食品等に関する産地証明書の発行について、「台湾向けに輸出される食品等に関する証明書発行手続要領」に基づき、別添のとおり関係書類を添付して申請します。

別添の書類の内容については、事実と相違ありません。

本申請により発行される証明書については、法令に基づく措置でないことにつき了解しており、当該証明書が効力を発せず不利益等が生じたとしても、証明を行う貴県担当部局及び担当者に対し、何らかの請求を行う全ての権利を有しないことを確認します。

また、今回の申請にかかる証明について、貴県から報告を求められたとき、またはその職員が事務所、倉庫、工場等に立ち入り、業務の状況、帳簿、書類その他の物件を調査し、関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

これに応じない場合や申請している内容が事実と異なることが判明した場合には、産地証明書の発行停止等の措置を受けること及び是正措置を講じることに同意します。

なお、出港日や運送方法等が未定で、出港日、船便名または航空便名等を空欄で提出する場合には、確定後にすべての欄を記載した輸出証明書の写しと確認書類を速やかに提出します。

担当者
電話
電子メール

(別記様式1)

台湾向け輸出食品の輸出に関する証明申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

(申請者)
事業者名
所在地
代表者名
電話番号

印

台湾向け輸出食品等に関する産地証明書の発行について、「台湾向けに輸出される食品等に関する証明書発行手続要領」に基づき、別添のとおり関係書類を添付して申請します。

別添の書類の内容については、事実と相違ありません。

本申請により発行される証明書については、法令に基づく措置でないことにつき了解しており、当該証明書が効力を発せず不利益等が生じたとしても、証明を行う貴県担当部局及び担当者に対し、何らかの請求を行う全ての権利を有しないことを確認します。

また、今回の申請にかかる証明について、貴県から報告を求められたとき、またはその職員が事務所、倉庫、工場等に立ち入り、業務の状況、帳簿、書類その他の物件を調査し、関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

これに応じない場合や申請している内容が事実と異なることが判明した場合には、産地証明書の発行停止等の措置を受けること及び是正措置を講じることに同意します。

なお、出港日や運送方法等が未定で、出港日、船便名または航空便名等を空欄で提出する場合には、確定後にすべての欄を記載した輸出証明書の写しと確認書類を速やかに提出します。

担当者
電話
電子メール

(別記様式2)

[省略]

(別記様式3)

加工食品主原料生産地確認書

加工品の品名		
数量、重量 及び包装形態		
最終加工地		
主原料 及び原産地		

加工品の品名		
数量、重量 及び包装形態		
最終加工地		
主原料 及び原産地		

上記の記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

所在地

事業者名

(別記様式2)

[省略]

(別記様式3)

加工食品主原料生産地確認書

加工品の品名		
数量、重量 及び包装形態		
最終加工地		
主原料 及び原産地		

加工品の品名		
数量、重量 及び包装形態		
最終加工地		
主原料 及び原産地		

上記の記載内容は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

所在地

事業者名



(別記様式4)

[削除]

(別記様式4)

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

委 任 状

事業者名
所在地
代表者名 ④

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、埼玉県が行う日本産の食品の輸出に係る証明書発行のための申請手続きに係る権限を下記のとおり委任いたします。

記
委任期間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日
(注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。)

委 任 先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所在地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

使用印：

(注) 委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。